

市立病院事業管理者に 矢内常人氏が就任

市長は、市立病院事業管理者に矢内常人氏を任命しました。矢内氏は、昭和60年群馬大学医学部を卒業。平成30年2月～令和4年3月市立病院病院長。同4年4月1日同病院事業管理者に就任。1期目。
■任期 令和8年3月31日まで



教育委員に 宇田川久美子氏を再任

市長は、教育委員に宇田川久美子氏を再任しました。宇田川氏は、昭和57年明治薬科大学薬学部を卒業。平成16年栄養学博士称号（米国AHCN大学）取得、同22年一般社団法人国際感食協会設立。ハッピーウォーク主宰。草加市学校薬剤師などを経て同26年から草加市教育委員。3期目。
■任期 令和8年3月31日まで



重度心身障害者医療費助成制度 所得確認同意書の提出を

5/31
まで

問後期高齢者・重心医療室 ☎922-1035 ☎922-3178

経過措置が終了し、10月1日から重度心身障害者医療費助成制度の全ての受給者に対し、所得制限が導入されます。所得確認にかかる同意書を対象者へ4月末に送付しますので、5月31日(火)までに後期高齢者・重心医療室へ提出してください。詳しくは、同室へ問い合わせを。

■対象者 平成30年12月31日までに受給資格を登録した人
平成31年1月1日以降に受給資格登録申請をした人は、申請時に提出済のため、上記同意書を送付しません。

平成31年1月1日から所得制限が導入されました

- 年度ごとに判定し、本人の所得が基準額（一部の所得控除後の額で税法上の控除とは異なります）を超えると、その年の10月～翌年9月末の診療にかかる医療費助成が停止されます。
- 平成30年12月31日までに受給資格があった人に対する経過措置は、令和4年9月診療分までで終了します。

■所得制限基準額の一例（令和3年度）

扶養親族等の数	なし	1人	2人
基準額※	360万4000円	398万4000円	436万4000円

※扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円加算されます。

令和4年4月1日付人事 ()内は旧役職 退職者は3月31日付

【理事級】 総合政策部長（子ども未来部長）津曲幸雄▽子ども未来部長（自治文化部副部長（兼）文化観光課長）杉浦めぐみ▽市民生活部長（教育総務部副部長）福島博行▽市立病院事務部長（健康福祉部特命理事（新型コロナウイルス対策担当））本多秀康▽監査委員事務局長（市立病院事務部長）岡田浩春

【退職】 多田智雄（総合政策部長）▽石倉一（市民生活部長）▽馬場博（会計管理者）▽矢内常人（市立病院病院長）▽高松光夫（議会事務局長）▽増淵俊一（監査委員事務局長）▽斉藤隆史（建設部理事（兼）副部長）

■3月の放射線量等 ○大気中放射線量(単位: マイクロシーベルト/時) 最大値0.08/最小値0.07 (市役所前)

児童扶養手当・特別児童 扶養手当額の改定

4月分
から

問子育て支援課・児童扶養手当 ☎922-1476 ☎922-3274
特別児童扶養手当 ☎922-1483 ☎922-3274

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額は、毎年消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置が取られています。令和4年度は、消費者物価指数が前年より0.2%下落したことから、下表のとおり改定されます。変更後の最初の定期支払月は、児童扶養手当は5月、特別児童扶養手当は8月からです。

■令和4年度の児童扶養手当額・特別児童扶養手当額（月額）

		4月分から		3月分まで	
児童扶養手当	1人目	全部支給	4万3070円	4万3160円	
		一部支給	4万3060～1万 160円	4万3150～1万 180円	
	2人目	全部支給	1万 170円	1万 190円	
		一部支給	1万 160～ 5090円	1万 180～ 5100円	
	3人目以降	全部支給	6100円	6110円	
		一部支給	6090～ 3050円	6100～ 3060円	
特別児童扶養手当	1級	5万2400円	5万2500円		
	2級	3万4900円	3万4970円		

本庁舎西棟にマイナポイント 申込用端末設置

問情報推進課IT・市民サービス推進室 ☎922-1974 ☎922-1294

本庁舎西棟1階に申込用端末を設置しました。第二庁舎1階は混雑が予想されますので、できる限り西棟を利用してください。

- ・本庁舎西棟：平日午前8時45分～午後5時
- ・第二庁舎：平日午前8時45分～午後5時、水曜のみ午後7時30分まで
日曜午前9時～午後12時30分

マイナポイント第2弾(令和5年2月28日まで)

マイナンバーカードを取得し、所定の手続を行うと、最大2万円相当のポイントがもらえます。申し込みは、対応するスマートフォンやパソコン、セブン銀行ATM、郵便局や携帯ショップに設置の申込用端末等から。

【手続き時の持ち物】

マイナンバーカードと4桁の暗証番号、ひもづけする決済サービスの「決済サービスID」と「セキュリティコード」を控えたメモ等

マイナポイントは国の事業です。詳細等は、総務省ホームページ(QRコード)または下記のフリーダイヤルへ。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178(ダイヤル後、5番を選択)

平日9時30分～午後8時(土・日・祝日は午後5時30分まで)



後期高齢者医療制度被保険者の人へ 一定以上の所得がある人の 医療費の窓口負担割合が 変わります 10/1から

問後期高齢者・重心医療室 ☎922-1367 ☎922-3178



▲埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページ

令和4年10月1日から後期高齢者医療制度被保険者のうち一定以上の所得のある人（現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除く）は、医療費の窓口負担割合が2割となります。

負担割合の見直しは今後、後期高齢者医療制度被保険者が増えることによる医療費の増大に伴う現役世代の負担拡大を抑え、国民皆保険を未来につなぐためのものです。詳しくは埼玉県後期高齢者医療広域連合のホームページで確認を。

❗ 窓口負担が2割の対象となるかどうかについて、現時点では答えられません。令和3年中の収入や所得に基づき、令和4年夏頃から判定が可能となります。

※後期高齢者医療の被保険者には、65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた人も含まれます。